

令和7年度精華町職員募集要項

（建築技術職（管理職））

令和7年7月30日

精華町長 杉浦 正省

下記のとおり、精華町職員を募集する。

1. 募集内容・応募資格

（1）応募資格

- ・地方公務員法第16条各号の規定に該当しない者
 - （ア）拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
 - （イ）精華町において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - （ウ）日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- ・高等学校卒業以上又は同等の学歴資格を有する者
- ・昭和45年4月2日から昭和56年4月1日までの出生者
- ・二級建築士以上の資格を有する者

（2）求める人材

- ・官民間問わず、正職員として通算20年以上の職務経験を有する者
- ・官民間問わず、管理職としての職務経験を有する者
- ・困難な課題を解決できる論理的な思考力、判断力、表現力その他総合的な能力を有する者
- ・適切かつ効果的に対人折衝・調整を行うことのできる能力を有する者
- ・民間企業や公務員経験者など、これまでの職務経験等を通じて、即戦力としての活躍が期待できる者
- ・部下や後輩等の指導育成にリーダーシップを発揮できる者
- ・資格、免許、各種検定試験など公務員として役立つ能力や特技等を有する者

（3）職務内容

- ・公有建物の新築、増改築、改修等の設計及び施工、並びに建築保全業務の技術提供に関すること（電気設備、機械設備等を含む）
- ・公共施設の耐震化及び長寿命化の促進に関すること
- ・庁舎の維持管理における建築保全業務（機器類等点検・保守等、清掃、修繕、警備）に関すること
- ・上記のほか、一般行政事務や議会対応に関すること

(4) 採用予定人数

1名

2. 採用試験

(1) 第1次試験：申込時の提出書類による書類審査

※選考結果については、個別にお知らせします。

(2) 第2次試験

日時・会場は、第1次試験合格者に追って通知します。

試験内容は、個人面接の予定です。

実施予定日：令和7年10月中旬頃を予定

3. 応募方法

(1) 応募方法：(2)に掲げる必要書類を下記申込期間に、郵送にて提出してください。

提出先：〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻70

精華町役場 総務課人事係 あて

申込期間：令和7年8月25日（月）まで（必着のこと）

(2) 必要書類（提出書類はA4片面刷りのこと）

- ・ 町指定の申込書
- ・ 履歴書（指定様式）
- ・ 職務等経歴書（指定様式）
- ・ エントリーシート
- ・ 応募資格に定める資格の資格証（二級建築士以上の資格）の写し
- ・ 受験票送付用封筒（長形3号）

送付先を記入し、320円分の切手を貼付すること（特定記録郵便で後日送付します）。

※提出いただいた申込書類は返却できませんのでご了承ください。また、提出いただいた書類は職員採用以外の目的には使用しません。選考終了後適切に管理及び処分等いたします。

※必要書類の不足や申込書類に不備がある場合は受付できません。事前に十分ご確認のうえ提出してください（不備等で連絡をさせていただくことがありますので、必ず日中に連絡がとれる連絡先を記入してください）。

※最終合格者には、最終学業証明書・勤務証明書の提出を求めます。申込書の内容に虚偽の記載があれば最終合格決定を取り消すことになります。

※職務等経歴書は、町ホームページから様式をダウンロードしA4片面で印刷・提出してください（枚数に制限はありません）。

4. 採用条件

(1) 採用予定日

令和8年4月1日

(2) 勤務場所

町役場及び上下水道事務所ほか町内の各事業所

(3) 給与等

精華町職員の給与に関する条例別表第2（第3条第3項関係）イ行政職給料表（一）6級の中から、経験年数等を考慮し決定します。

5. 問い合わせ先

精華町役場 総務課人事係 電話 0774-95-1910

電話等によるお問い合わせは、平日の午前8時30分から正午・午後1時から5時までの時間帯にお願いします。